

所属所受付印

異動後の所属所から提出してください。
(異動前の所属所からは提出不要です)

異動事由

市町費等職員（発令日以降）

↓ 該当の事由に○して下さい(下図参照)

添付した
組合員証等

県費負担職員（発令日以降）

↓ 該当の事由に○して下さい

添付した
組合員証等

受付印は省略不可

※共済組合使用欄

資格確認書等回収確認

本人・

資格情報のお知らせ送付日

令和 年 月 日

資格確認書等回収確認

本人：

資格情報のお知らせ送付日

令和 年 月 日

資格確認書等回収確認

本人・

資格情報のお知らせ送付日

令和 年 月 日

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合広島支部長 様

令和 年 月 日

所属所名

所属所長 職・氏名

所属所コード

--	--	--	--

広島市費職員（組合員等番号P～、L～）

その他の市町費職員等 (Z～、Q～)

教育委員会
人事・給与システム対象
小・中・特支 等

所属所

異動

事由4

〔注〕・広島市
は、報
・同一市
島市降

市立高校・
合計年度任用職員 第

所属所

異動

所属所

【注】イ

g)	
----	--

【注1】 組合員番号が変更になるため、組合員証・資格確認書等を返却してください。

【注2】 ・広島市費職員による教育委員会人事・給与等システム対象所属所間の異動については、報告不要です。

・同一市町村内での所属所の異動は、市町費職員（広島市除く）が、他の市町（広島市除く）の所属所に異動した場合を含みます。

決裁	係員
----	----

担当者

裏面「組合員資格に係る提出書類一覧」も参照してください。

※共済組合使用欄

組合員資格に係る提出書類一覧

○：必ず提出 △：該当する場合提出

				組合員 資格取得 (継続)届書	組合員 異動 報告書	組合員 資格喪失 報告書	資格確認書・ 組合員証・ 被扶養者証等 (マイナ保険証 利用者は不要)	人事異動通 知書の写し (原本証明不要)	勤務条件 説明書等	被扶養者 申告書
	福利厚生事務の手引き様式集 該当頁			§ 6-001	§ 8-001	§ 14-003	—	—	—	§ 7-001
	福利厚生事務の手引き様式集 記入例該当頁			§ 6-002～ 004	§ 8-002	§ 14-004	—	—	—	§ 7- 003、004
新規	正規 職員	新規採用 (任用期間の定めなし)		○				△ 市町費職員は必要		△
	有期 職員	フル タイム	任期付職員 再任用職員 臨時的任用職員 等	○				○		△
			会計年度任用職員 (13 か月目以降)	○			○	○	△	
			会計年度任用職員 (13 か月目まで)	○			○	○	△	
		短 時間	会計年度任用職員 任期付短時間勤務職員 再任用短時間勤務職員 等		○				○	○
継続	有期職員の任用期間延長 (継続手続が不要になっている者を除く)			○			○	○	○	
転入	他支部から (他都道府県の公立学校から)			○				△ 市町費職員は必要		△
	他の公務員共済組合から (市町教育委員会・知事部局・県警等から)			○				△ 市町費職員は必要		△
任用 種別 の変更	1 正規職員 2 臨時的任用 3 任期付職員 4 再任用職員 5 会計年度任用職員 6 特別職非常勤職員		任用種別が左 の1から6の いずれかか ら、引き続 きの種別 に変更とな る場合	前 の 任 用		○ 変更前の種 別は退職扱 いとなる	○	△ 市町費職員 及び有期職 員は必要		
	次 の 任 用	○ 変更後の種 別は新規の 資格取得とな る			△ 市町費職員 及び有期職 員は必要		△ 任用種別 の変更の 場合、被 扶養者は 新規に 認定			
県内異動 (異動後の 所属所から 提出)	県費 負担 職員	所属所(主たる任用の所属所)の異動 (常勤職員は報告不要 ※1)			○					
		市町費職員から異動 ※2			○		○ 組合員等番号変更			
	市町費 等 職員	県費負担職員から異動 ※2			○		○ 組合員等番号変更			
		広島市費職員(P～)⇔ 他の市町費職員(Z～) ※2			○		○ 組合員等番号変更			
		広島市費職員で、 小中特支等⇔市立高校等 ※2			○		○ 組合員等番号変更			
		所属所(主たる任用の所属所)の異動 (報告不要になっている者を除く※3)			○					
転出	他支部へ (他都道府県の公立学校へ)					○	○	△ 市町費職員 及び有期職 員は必要		
	他の公務員共済組合へ (市町教育委員会・知事部局・県警等へ)					○	○	△ 市町費職員 及び有期職 員は必要		
退職	職員 県費 負担	正規職員が退職				○	○			
		有期職員が退職				○	○	○		
	市町 費	市町費職員が退職 (正規・有期職員いずれであっても)				○	○	○		

※1 異動前・異動後とも県費負担職員(常勤職員に限る。)である異動の場合は、報告不要です。

※2 これらに該当する場合は、組合員等番号が変更になります。異動後の所属所で手続を行ってください。

※3 広島市費職員による教育委員会人事・給与等システム対象所属所間の異動については、報告不要です。広島市費職員による庶務事務システム対象所属所間の異動、広島市以外の市町費職員による異動については、報告してください。